

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

現行の施策

- 施策1 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- 施策2 犬の適正飼養の徹底
- 施策3 地域の飼い主のいない猫対策の拡充** → 「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進」へ
- 施策4 多頭飼育に起因する問題への対応
- 施策5 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- 施策6 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
- 施策7 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

現状

- イベントや講習会等の機会を通じ、動物愛護・適正飼養に関する普及啓発を実施。動物教室は平成30年度から民間に委託し、実施内容を充実させている。
- 都内における動物に関する苦情件数は、依然1万件前後で推移。他人のペットについて何らかの迷惑を感じたことがある人は約7割(平成29年度都政モニターアンケート)
- 都内において、多頭飼育が問題となる事例が発生している。また、多頭飼育を理由とした飼い主からの引取頭数が多い。
- 動物虐待事犯の検挙事件数は増加傾向(警察庁統計)
- 咬傷事故は年間300件以上で推移しており、減少傾向が見られない。

課題

- 適正飼養・終生飼養の更なる徹底
 - 飼い主への働きかけの機会の拡大
- 多頭飼育問題への対策
 - 多頭飼育が問題となる事例が発生した場合に迅速に対応するための方法の確立
- 動物の遺棄・虐待への対応
 - 動物虐待を科学的・客観的に評価するための職員の能力向上
- 人材の育成
 - 地域において普及啓発の指導的役割を果たせる人材の確保・養成
- 子供向けの啓発の充実
 - 犬による咬傷事故の防止

施策の方向性(案) ●:国の動きに係る項目

- ◎ 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
 - 動物取扱業者等と連携した啓発
 - マイクロチップ装着の普及啓発
- ◎ 多頭飼育に起因する問題への対応
 - 区市町村、福祉関連部署との連携強化
- ◎ 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
 - 環境省研修等を受講し職員の能力を高めるとともに、警視庁、獣医系大学等と連携し対応を強化
- ◎ 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
 - 獣医系大学等と連携し、動物愛護相談センターの人材育成機能を強化
- ◎ 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援
 - 動物教室の内容を充実

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

現行の施策

- 施策3** 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- 施策12** 譲渡拡大のための仕組みづくり
- 施策13** 取扱動物の適正な飼養管理の確保

現状

- 致死処分数を減少させるため、引取・収容頭数を減らす取組(入口対策)と、譲渡の取組(出口対策)の両方を推進し、致死処分数は大幅に減少傾向にある。
- 飼い主のいない猫対策への取組は、区市町村により差がある。
- 負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体への必要物資支援や、離乳前子猫の育成・譲渡するミルクボランティアなどの取組を実施
- 動物愛護相談センターは30年以上前に建設された施設であるため、適正な飼養環境の確保は部分的な改修等により対応しているが限界がある。
- 人馴れしていない動物は譲渡が進まない傾向がある。

課題

- 飼い主のいない猫対策
 - 自治体の取組支援の充実
- 高齢動物等を含む動物譲渡の促進
 - 飼養継続等に役立つ情報提供等による支援の拡充
- 譲渡に適した状態で動物を飼養管理するための環境整備・機能向上

施策の方向性(案)

- ◎ **地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及**
 - 飼い主のいない猫対策ガイドブックを活用し、地域の取組を推進
 - 緊急促進事業を利用した自治体の取組の成果を他自治体へ普及
- ◎ **譲渡拡大のための仕組みづくり**
 - 譲渡活動に取り組む団体等との連携の拡大
 - 獣医師会・獣医系大学等と連携し、高齢動物や負傷動物の飼い方に関する知識を普及
 - 譲渡活動を広報するPRイベント等の更なる充実
- ◎ **取扱動物の適正な飼養管理の確保**
 - 動物福祉を考慮した環境整備・飼養管理
 - 動物の馴化能力等の向上

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

現行の施策

- 施策8 動物取扱業の監視強化
- 施策9 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
- 施策10 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
- 施策11 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

現状

- 第一種動物取扱業の軒数は年々増加し、業態の多様化も進んでいる。動物取扱業者の増加に伴い、監視件数は従来より増加し、とりわけ、苦情等に対応した件数の増加が目立つ。
- 特定動物飼養許可施設数108に対し、184件の監視を実施。ワニなど多種の動物が飼養されている。(平成29年度)
- 産業動物や実験動物の取扱いについては、畜舎の監視や特定動物飼養許可施設の監視の際等に合わせて実施している。動物実験施設では、環境省告示「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」により自主管理を行う他、外部認証制度により適正な飼養管理について客観的に評価を受けることも可能となっている。

課題

- 増加・多様化傾向にある動物取扱業者に対する効果的・効率的な監視指導
- 特定動物に対する飼養許可・監視指導
- 産業動物及び実験動物の適正な取扱い

施策の方向性(案) ●: 国の動きに係る項目

- ◎ **動物取扱業の監視強化**
 - ICTを活用した効果的・効率的な監視指導の方法を検討
 - 業態に応じた自主管理・監視指導方法を検討し、多様化する事業者に対応
- ◎ **動物取扱業の指導事項等の拡大への対応**
 - 動物の販売等における日齢規制や飼養管理の基準等、改正事項の周知徹底
- ◎ **特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底**
- ◎ **産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応**

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

現行の施策

施策14 動物由来感染症への対応強化

施策15 災害時の動物救護体制の充実

現状

- 狂犬病等発生時や、災害発生時に備えた体制を整備している。
- ペットから感染する動物由来感染症は国内各地で発生している。
- 東京都地域防災計画に「ペットの同行避難」について明記
- 災害対策を行っていない飼い主は、4割強にのぼる。
(平成29年度東京都における犬及び猫の飼育実態調査)

課題

□ 動物由来感染症への対応

- 発生時の体制に係る実効性の検証
- ペット等から感染する動物由来感染症の実態把握や予防知識の普及

□ 災害時対策

- 災害時体制の実効性向上
- 飼い主に対する災害対策の啓発強化

施策の方向性(案)

◎ 動物由来感染症への対応強化

- 狂犬病発生時訓練等により、体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携体制を強化
- 獣医師会・獣医系大学等と連携した動物由来感染症の調査研究や普及啓発の推進

◎ 災害時の動物救護体制の充実

- 災害時ボランティアとの協働の拡大
- 動物取扱業者等と連携した災害対策の普及啓発
- 獣医師会・獣医系大学等と連携した災害対策の推進